

伊根町道路占用料徴収条例

昭和 38 年 3 月 26 日
条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)第 39 条の規定により、本町が徴収する道路の占用料(以下「占用料」という。)の額及びその徴収方法を定めることを目的とする。

(占用料の額)

第 2 条 町道の占用につき、法第 32 条の許可を受けた者は、別表による占用料を納付しなければならない。ただし、別表により難いものの占用料の額は、別表に準じ、その都度町長が定める。

(占用料の徴収方法)

第 3 条 占用料は、占用許可の際徴収する。ただし、占用期間が 1 年以上で数会計年度にわたるものについては、初年度分は占用許可の際、次年度以降の分については、当該年度の初めに徴収する。

2 占用料は、町長が指定する期限までに納付しなければならない。

(占用料の減免)

第 4 条 占用料は、町長において公益その他特別の事由があると認めるときは、これを減免することができる。

(占用料の還付)

第 5 条 占用料は、法第 71 条第 2 項の規定により占用の許可をとり消した場合に、取り消した日の属する月以後の分を還付するの外、これを還付しない。

(督促手数料及び延滞金)

第 6 条 法第 73 条第 1 項の規定により、督促状を発したときは、伊根町税外収入金、滞納金督促条例(平成 16 年条例第 21 号)の規定により督促手数料及び延滞金を徴収する。

(施行細則)

第 7 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 60 年 3 月 15 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 5 年 4 月 1 日条例第 8 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 15 日条例第 23 号)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

2 この条例の適用前にした督促に係る督促手数料及び適用の日前の期間に係る延滞金の徴収については、なお従前の例による。

別表

道路占用料金表

占用物件		単位	金額	摘要
電柱		1本につき1年	円	支線及び支柱は、それぞれの柱類とみなす。
電話柱(電柱であるものを除く。)			680	
街灯(電柱又は電話柱であるものを除く。)			250	
その他の柱類			210	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,075	
郵便差出箱			620	
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	250	
送電塔		表示面積1平方メートルにつき1年	2,125	
その他のもの	線類	1メートルにつき1年	500	占用物件に付属するものには適用しない。
	線類以外のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	620	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.2メートル未満のもの	1メートルにつき1年	50	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		100	
	外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの		250	
	外径が1.0メートル以上		500	
鉄道、軌道その他これらに類する施設		占用面積1平方メートルにつき1年	500	
日よけ、雨よけ、雪よけその他これらに類する施設			250	
露天、商品置場その他これらに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1月	100	
看板(アーチであるものを除く。)		表示面積1平方メートルにつき1年	1,000	
標識		1本につき1年	500	
幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)		占用物件の面積1平方メートルにつき1月	213	
アーチ	道路を横断するもの	1基につき1月	800	
	その他のもの		300	
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、かわらその他の工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	213	
一時占用			130	

備考

1 年額をもつて定めたものについて、占用期間1年未満の場合又は1年未満の端数があるときは、月割とする。

- 2 占有開始の日の属する月及び占有終了の日の属する月の占有料は、それぞれ1月分とする。ただし、占有期間が30日を超えないものについては2月にまたがる場合でも1月分とする。
- 3 一時占有とは、占有の種類を問わず、10日以内の短期占有をいう。
- 4 占有面積で1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、占有の長さで1メートル未満のもの又は1メートル未満の端数は1平方メートルにそれぞれ繰上げるものとする。